

習志野市教育委員会会議録
(令和2年第10回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和2年10月21日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後3時07分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 天 田 正 弘 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部技監 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |
| | | 学校教育部副参事 | 芹 澤 佐 知 子 |
| | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 野 村 健 一 |
| | | 指導課長 | 杉 山 健 一 |
| | | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 |
| | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 加 藤 努 |
| | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 大 塚 良 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |
| | | 学校教育部主幹 | 坂 口 修 史 |
| | | 生涯学習部主幹 | 妹 川 智 子 |
| | | 指導課主任指導主事 | 荻 原 洋 |
| | | 指導課主任指導主事 | 小 林 徹 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和2年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (3) 令和2年度鹿野山少年自然の家部分開所(日帰り利用)について
- (4) 特別支援教育について
- (5) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第3 議決事項

- 議案第33号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館)
- 議案第34号 令和2年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第35号 令和2年度末及び令和3年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第36号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第37号 令和2年度末及び令和3年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(パブリックコメント案)について
- 協議第2号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について
- 協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「令和2年度末及び令和3年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第33号、議案第34号及び議案第36号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第33号及び議案第34号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間を短縮するため、報告事項については原則として説明を省略し、質疑応答のみを行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和2年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和2年度鹿野山少年自然の家部分開所(日帰り利用)について(学校教育課)

野村学校教育課長

報告事項(3)「令和2年度鹿野山少年自然の家部分開所(日帰り利用)について」、説明する。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況から様々な規制が緩和されていることを受け、令和2年10月1日より鹿野山少年自然の家の日帰り利用を再開した。主に小学校6年生の修学旅行の代替の行事として、日帰りの利用を受け入れることを目的としている。鹿野山少年自然の家が市内各小学校、幼稚園、こども園にその旨を通知し、現時点では、津田沼小学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校の3校が利用を希望している。

資料1ページ目、「(2)実施方法」に記載のとおり、基本的には屋外活動を中心に受け入れを行っている。その他、利用者名簿の提出及び感染症対応を含めた活動計画を各学校には提出していただいている。

なお、来年度以降の鹿野山セカンドスクールについては、現在関係各機関等と協議を進めている。協議を進めている中で、現段階で決定している点としては、令和3年度は小学校4年生から6年生は日帰りで鹿野山セカンドスクールを実施するということである。現在、令和4年度以降の実施方法等について、鹿野山の在り方検討委員会、鹿野山セカンドスクール運営委員会の開催や、2回目の保護者アンケート実施に向けて準備をしているところである。

本来であれば10月1日からの部分開所であれば、9月の教育委員会会議において報告すべき

だが、9月中旬に鹿野山を利用したいという申し出があり、その後、部分開所をすることについて鹿野山と協議を進めてきた。新型コロナウイルス感染症対策本部連絡会の中で報告をし、鹿野山セカンドスクール運営委員会の承諾を得て、本日に至っている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 特別支援教育について

(指導課)

杉山指導課長

報告事項(4)「特別支援教育について」、説明する。

本市の特別支援教育については、昨年度、全ての小中学校に特別支援学級が設置され、支援体制の充実が図られた。それから1年6か月が経過したが、本日は現状と課題、教育の充実に向けた方策について、報告をする。

初めに、資料1ページ目、「1 特別支援教育の現状と課題」についてである。(1)と(2)は、特別支援学級と通級指導教室に在籍している児童生徒数である。自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数が、昨年度に比べて増えている。

次に、「(4)特別支援学級・通級指導教室の教員」の特別支援教育経験年数を御覧いただきたい。特別支援学級等を担う教員の世代交代が進み、経験年数の少ない教員の割合が高くなってきている現状がある。また、特別支援教育に関する免許の保有状況については、特別支援学級等を担当している教員89名のうち、39名で、全体の43.8%となっている。このような状況の中、児童生徒の教育的ニーズの多様化や教員の世代交代など、特別支援教育の現状に対し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題であると認識している。そこで、教員の専門性の向上という課題に対して、3つの観点で取り組んでいきたいと考えている。

1点目は、資料2ページ目、「(1)特別支援教育を担う教師の専門性の向上と研修」である。特別支援教育に関する専門性については、特別支援教育に直接携わる教員だけでなく、学校の全ての教員に、障がいの特性等に関する理解や、多様な教育的ニーズのある児童生徒を前提とした学級経営・授業づくりなどの専門性が必要であると捉えている。教員一人ひとりの実践的指導力の向上に向けて、研修会などの機会とともに、校内での日常の職務を通じて、必要な知識や技能、態度などを組織的・計画的に高める研修、いわゆるOJTの活用を今まで以上に図っていきたいと考えている。

2点目は、資料3ページ目、「(2)個別の教育支援計画／個別の指導計画」である。個別の教育支援計画については、保護者と支援の方向性や、子どもの状況等について話し合いながら作成するようにしている。児童生徒に対する指導や支援は、前年度からの引き継ぎや、日々の評価・改善のサイクルを経て、切れ目なく行われることが重要であると認識している。計画を作成することの目的や、その活用方法について、研修や作成マニュアルの見直しを通じて、各学校に周知していく。

3点目は、資料4ページ目、「(3)校内委員会の役割」である。児童生徒の様子や指導の経過などについて、校内で情報共有を図ることは指導の改善へ繋がり、また、把握した児童の実態や指導の専門性、学校としての課題を研修などへと活用することができる。校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターが中心となりながら、校内委員会の活性化に向けて、様々な観点から子どもや保護者の困り感を受け止め、支援の方向性や具体的な指導内容を共有・改善できるよう、学校に周知していく。また、教育委員会としても、学校を支援しながら特別支援教育の充実を目指していきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

2点お伺いする。1点目は、日本では特別支援教育が重要視されており、近頃は教職員免許法でも全ての教員が特別支援教育の単位の履修が決まっており、大学では2年生がその内容を勉強している。それ以前から千葉大学では特別支援教育に関しては大学として力を入れてきた部分である。若い先生が多いと思うが、先生方はどのように特別支援教育に対応しているのか。2点目は、自閉症・情緒障がい特別支援学級に通う子どもが増えていると思うが、それに対して将来的にどのように対応しようと考えているのか教えていただきたい、と質問

杉山指導課長

1点目について、長年教員をしてきた先生にとっては、特別支援教育という考え方が新たに加わってきて、それまで培ってきた実践と新たな知識を結び付け、学んでいるのが現状である。若い先生については、今ほど委員からお話のあったとおり、大学の中で既に特別な支援を要する子どものことを認識しながら、ボランティアで体験したり、学校の中で基礎的な知識を学んでいるので、長年の経験がある教員が最初に特別支援教育に接した時より、若い先生の方が子どもたちへの理解や受け止め方については、自然に受け入れているのではないかと思う。しかしながら、教育は実践を伴うものなので、学校の中でどのようにして指導力を身につけていくかという部分では、先輩教員と共に学びながら指導力を身につけていく必要がある。また、ボランティア等で来ている学生たちの様子も見つつ、大学で学んだことが生かせるよう、若い先生の育成に教育委員会としても取り組まなければならないと考えている。2点目について、自閉症・情緒障がい特別支援学級に通う子どもは全国的に増えているところではあるが、自閉症・情緒障がいの子どもは一人ひとりが様々な課題を抱えている。そういった部分について、具体的な事例を通じて、どのような指導をしたら良いのかという研修を地道に積み重ねている。課題としては、事例研修をどのように広めていくかという点にある。一つ一つの事例が異なることから、必ずしもどの学校においても共通しているわけではない。広め方という部分については、学校の先生方とも課題として捉え、一つ一つの事例を他の事例に生かしていくことを進めていきたいと考えている、と回答

高橋委員

若い先生が特別支援教育の理解を持って学校にいるという話が聞けて嬉しく思う。ぜひ教育委員会として指導を続けていただきたいと思う。また、事例を通して先生方の研修をするというのはとても大事なことで、一人ひとりに合った支援をするということは特別支援教育に限ったものではないと思う。今後も協力して進めていただきたい、と発言

古本委員

自閉症・情緒障がい特別支援学級のニーズはとても増えているが、教える先生方は経験年数が若い方が非常に多くなっている現状で、先生が悩んだり困ったりした時に、相談する先輩方が少ないというのが現場で起こっているのではないかと思う。そういったことのサポートはどうなっているのか、と質問

杉山指導課長

御指摘のとおり、年齢構成を見ると、若手教員に学ぼうという気持ちがあっても、学校の中で先輩から教わる機会が少なくなっている。そういった部分について、特別支援学級が複数ある場合については、若年層のペアで指導をするというような学校独自の工夫をしているところもある。学校としては、先生が一人で孤立しないよう、ペアを組んだり、縦の繋がりで学ぶよう工夫している。それでも足りない部分もある。専門的知見から学ぶことができるよう、今までも臨床心理士に巡回訪問をしていただいているが、臨床心理士の活用について、学校の研修や、学びの場でも専門家

と指導主事がチームを組むような体制を今後取っていかなくてはならないという課題がある。臨床心理士の活用という部分で、今までの取り組みを今一度振り返り、体制の充実や活用の仕方を検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

経験という面に関しては、どうしても月日が必要になる。若い先生が悩むことがないようにサポートしていただき、経験値を上げ、これからも増えるであろうニーズに応えられるよう、努力をお願いしたい、と発言

馬場委員

資料3ページ目、個別の教育支援計画、個別の指導計画という点で、小さい頃から学校を卒業するまでトータルで子どもを見ていくという視点で作成され、関係機関と連携して支援するためのツールとのことで記載されているが、保護者にも様々な悩みがあると思う。保護者と話し合いながら個別の教育支援計画を作成しているとのことだが、どのような話し合いが行われているのか。また、活用についてはどのように行っているのか教えていただきたい、と質問

杉山指導課長

保護者の子どもの見立てや、児童生徒本人が1年間でどこまでの成長を目指すのか、得意な部分を伸ばすことや、苦手な部分の改善などの願いを保護者から聞き取っている。また、保護者と一緒に児童生徒の理解を深めて、指導の方針を決めている。今年度については、8月に全員分の個別の教育支援計画の作成を終えているが、教育委員会としては、学校は4月から始まっているため、できるだけ早く保護者の声を聞き、指導に生かせるよう、進めているところである。しかしながら、保護者の声が十分に反映されているかという点、厳しい指摘がある部分もあるため、引き続き学校と連携しながら、保護者の声を聞いていくという態度で進めていく。また、具体的な活用という点については、まさにこれからの課題であり、作成をしてもその後の活用に至らないということがあるので、学校と教育委員会で連携し、子どもの成長に繋がっているという実感が持てるよう進めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

計画倒れになっては元も子もないと思う。計画通りに進めるということは難しいと思うが、頑張っていたきたい。保護者も、子どもの成長のことなどで不安も多いと思う。保護者の気持ちに寄り添って計画を進めていただきたいと思う。私自身市内の小中学校に通っていて、それ以前は千葉市の学校に通っていたが、当時は千葉市の学校では通常学級の中に特別な支援を要する子どもがいるということではなかった。東習志野小学校に転校して、クラスの中に自閉症の子が普通にいるという環境に驚いたと同時に、周りの子どもたちが自閉症の子や言語障がいのある子のことを自然と手助けしている状況に幼心に驚いたことを覚えている。そのおかげもあって、大人になるにつれ、障がいのある方々への偏見というのは少ないと自分では思っている。子どもにとっても、発達に障がいを抱える子どもと一緒に勉強したりするということは、すごく重要なことだと思うので、ぜひこの体制は続けてほしいと思う、と発言

高橋委員

特別支援学級・通級指導教室の担任・担当の特別支援学校教諭の免許状保有率が全国平均を大きく上回っているというのは、大変素晴らしいことだと思う。県によっては、特別支援学校でさえ免許保有率が少ないことがある中で、免許が全てではないにしても、免許を取ろうという気持ちを持って、単位を取って実習に行っている人がいるというのは、習志野市は素晴らしいと思う、と

発言

古本委員

免許状の保有率が習志野市の場合は全体の43.8%とのことだが、今後これをどのように増やしていくのか。何か方策等は考えているのか、と質問

野村学校教育課長

特別支援学級・通級指導教室の教員が免許状を保有するというのは大事なことだと認識している。教育委員会としては、特別支援教育の免許が取得できるよう、認定講習の受講という制度がある。特別支援教育に関わっている教員に受講を促しており、枠に限りはあるが、受講者の数は少しずつ増えている。今後も教育委員会として強化していきたいと考えている、と回答

古本委員

先生方のスキルの向上という意味においても、特別支援教育も含めて勉強を行い、両方の子どもを見ることができるとするのは、障がいのある子もない子も含めて、お互いがサポートしながら、教育も同時にできるという点においては、片方だけに偏らないようにすることが一つの解決策になるのではないかと思うので、その点も考えていただければと思う、と発言

馬場委員

校内委員会についてだが、校内委員会が開かれる頻度は学校によって異なるというが、子どもの発達状況や指導の面においても、学校の中で先生が情報を共有することがとても重要だと思うので、校内委員会を充実させることが必要だと思う。教育の充実に向けて、特別支援教育の先生だけではなく、全ての教師に求められる知識や理解は必要であるとともに、クラスの中に様々な子どもがいる中で、担任や他の先生が理解をするというのは重要だと思うので、理解を深めるためにも校内委員会等を利用して、先生同士の理解と共有を充実させていただきたいと思う、と発言

杉山指導課長

平成19年度に特別支援教育がスタートした時には、一番根幹の大事な部分は皆で共通理解をするということで、学校も管理職を含めて研修に行った。先に進むにつれて原点を忘れることもある。校内委員会を通じて、教育委員会と学校で連携して原点を周知できるように努めていきたいと思う、と回答

小熊教育長

今ほど様々な話が出た通り、教育委員会としても特別支援教育については課題のあることは認識している。子どもたち一人ひとりを大切にしていくという命題があるので、そのためにもしっかりと取り組まなければならないと考えている。各委員から御指摘いただいたとおり、特に人材育成には教員の研修が大きく関わっている。それと同時に、指導の体制を整備していくことをしっかりと取り組まなければならないと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について (社会教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

**議案第35号 令和2年度末及び令和3年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定
について** (学校教育課)

野村学校教育課長

議案第35号「令和2年度末及び令和3年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定
について」、説明する。

令和2年度末及び令和3年度における習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、千葉県教育委員会の人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、千葉県教育委員会と連携し、人事異動を行なっていきたいと考えている。

なお、昨年度との変更箇所は、「令和2年度末及び令和3年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりであり、基本的に千葉県教育委員会の人事異動方針に則ったものとなっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第37号 令和2年度末及び令和3年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

野村学校教育課長

議案第37号「令和2年度末及び令和3年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

令和2年度末及び令和3年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動については、千葉県教育委員会の人事異動方針に基づき、適正かつ円滑に実施していきたいと考えている。

なお、基本的に千葉県教育委員会の人事異動方針に則ったものとなっており、昨年度との変更箇所は「千葉県教育委員会と習志野市教育委員会教職員人事異動方針対照表」のとおりであり、大きな変更点はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(パブリックコメント案)について (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

協議第1号「習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(パブリックコメント案)について」、説明する。

初めに、習志野市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会の委員構成についてである。委員長は東京学芸大学名誉教授の葉養正明氏である。教育が専門であり、様々な市の適正規模・適正配置に関する会議に参加している。副委員長は千葉工業大学准教授

の倉斗綾子氏である。建築が専門であり、学校施設や様々な公共施設に関する審議会に参加している。お二人から様々な御教示をいただきながら素案を作成してきた。市民の代表としては、市のPTA連絡協議会、幼稚園PTA連絡協議会、連合町会から委員を選出していただいている。また、学校の代表として、小学校、中学校の校長会にも参加していただいている。行政の代表としては、政策経営部長、こども部長に参加していただいている。

会議はこれまでに3回開催してきた。第1回会議では、習志野市の学校規模の現状について、事務局より報告した。第2回会議では、委員長の指示により事務局が作成した素案について、協議をしていただいた。第3回会議では、第2回会議での協議結果を踏まえて事務局が修正したパブリックコメント案について協議していただき、現在に至っている。

基本方針(案)についてだが、3つのポイントがある。1点目は、本市における適正規模の考え方、2点目は、本市における適正配置の考え方、3点目は、本市における適正配置の進め方である。本日は、この3つのポイントを中心に説明する。

1点目のポイント、本市における適正規模の考え方についてである。本市教育委員会では「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標に設定し、様々な施策に取り組んでいる。この基本目標を達成するために望ましい学校規模はどのようなものなのかというと、「①クラス替えができ、多様な個性をもつ友だちと生活することが可能で、社会性を育むことができるとともに、人間関係の固定化を防ぐことができる学校規模。」、「②運動や学習でクラス間の切磋琢磨ができ、互いを高めあうことや運動会などの学校行事に活気があふれる学校規模。」、「③複数の教員で学年の児童生徒を指導することができ、多様な視点で子どもたちの個性を見取り、教育に当たることができる学校規模。」と考えており、以上のことから、1学年に複数の学級があることが望ましいと考える。

そこで、本市における学校の適正規模については、「小・中学校ともに1学年に複数の学級がある学校規模」としている。これが1点目のポイントである。また、検討委員会の中で、「この表現では大規模校への課題意識や対応が見えてこない。」という御意見をいただいたことから、「ただし、国が示す標準規模を大きく上回る場合については、教育環境が適正に保たれるよう、対応が必要であると考えます。」「・少子化が進む今後は、1学年に複数の学級を維持することができない学校が増加することになるため、本市としての対応を考える必要があります。(適正配置)」という但し書きを追加した。これにより、本市としては、大規模校は教育環境の適正化で対応する考えを示し、また、次の一文で、今後は少子化が進むことから、小規模校への対応が重要になるとの考えを示している。

次に、2点目のポイント、本市における適正配置の考え方についてである。本市教育委員会では、「地域の風が行きかう学校づくり」を推進しており、学校を中心に様々な地域コミュニティーが形成されている。学校は地域コミュニティーの核としての役割を担っており、本市の将来都市像「みんながやさしさでつながるまち」の中心的な存在となっている。そして、学校規模に関わらず、全ての学校が地域コミュニティーの核としての役割を担っている。このようなことから、適正配置について考える時には「まちづくりの視点」が必要であると考えます。

また、学校施設面から見ていくと、スライド資料9ページ目のおり、余裕教室の数や一人当たりの敷地面積に学校間で大きな違いがある。スライド資料10ページ目は、各小学校の児童数のピークを示した表である。ほとんどの学校が千人以上、またはそれに近い学校規模を経験している。このピーク時に合わせて校舎を建設、または増築することで対応してきた。しかし、ピーク時以降に児童数が大幅に減少した学校と、減少が少ない学校があるため、一人当たりの敷地面積などに大きな違いが表れてきたことになる。中学校においても、余裕教室が増えている学校がある。以上のことから、学校施設や敷地の有効活用を進める必要があると考える。

これらのことから、本市における適正配置については、「まちづくりの視点を持ち、学校施設や敷地の有効活用を進め、地域コミュニティーの核となっている現在の学校を可能な限り維持してい

く。」とすることを基本方針としている。これが2点目のポイントである。

最後に、適正配置の進め方についてである。児童生徒数が大きく減少する学校については、次の3点を検討する。「(A)学校施設の複合化・多機能化・共用化等」として、施設や敷地を有効活用することで魅力ある学校づくりを進め、新たな人口を呼び込み、児童生徒数の減少を防ぐ手法である。具体例について、後程紹介する。次に、「(B)通学区域の弾力化」として、通学区域を弾力化することで、学区外からも児童生徒が通学できるようにし、児童生徒数の減少を防ぐ手法である。最後に、「(C)学校統合」として、学校を統合することで児童生徒数を確保する手法である。以上のような対応を検討する。

3点の対応について、いつ、どのように検討していくかだが、本市としては、可能な限り現在の学校を維持していくことを基本としているが、複式学級が発生する学校規模となると、様々な学習上の課題が想定されることから、対応を検討する必要があると考えている。そこで、全ての学年が単学級になることが推計された場合には、学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置づけていくのか検討する会議を設置することとしている。これが3点目のポイントである。検討委員会の中では、会議の設置時期について明確に示すべきという御意見、明確にしないほうが良いという御意見の両方があり、最終的に原案のままパブリックコメントにかけることになった。パブリックコメントにおいても、様々な意見が出るのが予想される。

また、資料7ページ目の大規模校への対応については、「・現在は児童生徒数が増加の傾向にあっても、今後は少子化により児童生徒数は減少することが見込まれています。」の記載の後に、「・しかしながら、本市の現状として、地域によっては大規模な開発の影響で一時的に大きく児童生徒数が増加することも想定されます。」と、本市の現状としては、開発による影響で一時的に過大規模校が発生する場合も想定し、課題として捉えているとの考えを示す一文を追加している。

最後に、まちづくりの視点で学校施設の複合化を行った事例を紹介する。京都市にある京都御池中学校の事例である。京都御池中学校は、3つの中学校を統合し、平成15年に開校した。その後、平成18年に新校舎が完成している。校舎については、「教育と福祉の拠点」、「地域と歩む学校づくり」、「都心の賑わいの創出」を目的として複合化している。学校に、乳幼児保育所、デイサービスセンターを複合化し、さらに賑わいの創出のため、商業施設も複合化しており、イタリアンレストランやカフェなどが入っている。

スライド資料18ページ目は、校舎の外観である。写真右下の石垣のようになっている部分に商業施設が入っている。このような新しい学校づくりが反響を呼び、京都御池中学校に子どもを入学させたいという人がまちに転入し、まちの人口が増えた。新たな人口を呼び込む、魅力的な学校づくりの一例と言える。本市としても、このような事例について、今後も研究していく必要があると考えている、と概要を説明

古本委員

適正配置の進め方の児童生徒数が大きく増加する学校についてだが、具体的にはどのような対応をするのか、と質問

利根川学校教育部主幹

資料7ページ目を御覧いただきたい。児童生徒数が大きく増加する学校については、特別教室の増設や一時校舎の設置により、設備面を充実させることで、教育環境が他の学校と等しくなるように対応していく。また、通学区域の一部変更や弾力化により、他の地域の学校に行くことを可能とする方法を考えている、と回答

古本委員

今回、適正規模・適正配置の基本方針を定めることになったきっかけとして、谷津小学校の件が

あったと思う。今まで適正規模・適正配置を決めることができなかったが、谷津小学校のことを踏まえて、適正規模・適正配置の基本方針を策定することになったのではないかと思う。今回のパブリックコメント案だと、一つの学区内に複数の学校に通う児童が発生することを防ぐことができないのではないか。学校が地域コミュニティーの核になるとの説明があったが、家が隣同士の子どもで、通う学校が異なり、所属するコミュニティーも異なることが発生すると思う。それは改善すべきことだと思うが、改善策等について検討委員会の中で協議等が行われているのか、と質問

利根川学校教育部主幹

検討委員会の中では、学校を決めての個別具体的な議論は行われていない。今回については、先ほど説明した3つのポイントに絞り、市としての適正規模・適正配置の基本方針を定めようとしている。しかしながら、この基本方針を受け、実際に学校の適正化等を進めていくことになった際には、今ほど委員から御指摘をいただいた部分についても、当然検討していかなくてはならないと思う。具体的に学区をどうしていくかということについては、現段階ではこの基本方針の中には盛り込めないと思う、と回答

古本委員

具体的に今すぐ何かしようというわけではなく、一つの学区内に複数の学校に通う児童が発生することがないように考えると、ある程度同じ地域の子どもを同じ学校に通うようにする等の案を入れ込むことは不可能なのか。適正規模・適正配置の基本方針の話が出たきっかけは、根本的に見直すことだったと思う。減少に対してはすごく踏み込んでいると思うが、増加に対しては今までと変わらないと思う。可能であれば学区の見直しを視野に入れていただきたい。そうでないと、道路を挟んでそれぞれの家が別のコミュニティーに所属することになってしまう。すごく難しいことだとは思いますが、この機会に解決策を考えないと、考えないまま10年、20年と経過してしまうと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

学校は地域コミュニティーの核と位置付けているので、それが同じ学区内で複数の学校に通うようなことは好ましくないと考えている。今回、大きな学校に関しても校舎を増築等していく中で、先ほど一例として示した京都御池中学校のように、魅力ある学校づくりをしていくことも一つの方法ではないかと考えている。一つの学区内に複数の学校に通う児童が発生することがないように、検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

あくまでも要望だが、今すぐ解決しようというわけではなく、長い目で見ても、一つの学区内に複数の学校に通う児童が発生することをなくす方向で考えるなどの文言を入れていただきたいと思う、と要望

高橋委員

小学生の人数がピーク時と比較して大きく減少していることに改めて衝撃を受けた。今後適正規模を考えていく中で、地域コミュニティーの核となるという部分と、学校を統合するというのは相反するものだと思う。既に単学級がある学校で、今後学校統合等を視野に入れなければならない学校について、結論を出していくタイミングはどのくらいの時期に設定されているのか。この場で簡単に言えるものではないかもしれないが、児童生徒数が大きく減少した場合、本当に学校統合をする可能性はあるのか、と質問

利根川学校教育部主幹

今後、学校の規模が小さくなった場合だが、小規模になった学校についても可能な限り維持していくことになる。しかしながら、2つの学年が1つの学級になるような複式学級になると、学習上大きな課題になると思う。複式学級が発生する可能性が推計値で示されてきた場合に、地域の代表等で組織する検討会議を設置する。具体的な期間とすると、0歳児が発生したその翌年からになるので、6年後に複式学級の発生等が想定された時から、検討会議において学校をどのように位置付けていくか検討を始めることになる、と回答

小熊教育長

今ほど委員から御指摘いただいた点については、習志野市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会において同様の議論があった。1つの目安として、6年と記載すべきではないかとの意見もあった。はっきりとした数字は記載されていないが、考え方として事務局で捉えているという議論をしている、と発言

高橋委員

様々な意見があり難しいところだと思うが、教育委員会としてしっかり検討していることは理解できた。こういうことを決めるのは子どもではなく大人であり、特に伝統ある学校だと、自分の母校がどうなるのか、すごく関心があると思うし、地域の核になっているという点も大事なことだと思う。地域の声も尊重しなくてはならないが、一方で、今学んでいる子どもやこれから学ぶ子どものことを考えると、1つの学年に複数の学級があることや、クラス替えができるということは大事なツールであることから、教育委員会が将来の子どものことを考えて検討をしていかななくてはならない。子どもが学ぶ環境として、少し手を加えることによってより良い環境で学ぶことができるのに、教育委員会がそれをしないのであれば、誰が子どもに責任を持つのかという話になると思う、と発言

利根川学校教育部主幹

委員御指摘のあったとおり、実際に学校に通っているのは子どもたちである。クラス替えができたり、クラス間で競争ができるというのは、子どもたちにとって社会性を育む上で重要なことだと考えている。教育委員会として、子どものことを第一に考えなくてはならないと捉えている。これから子どもを通わせる方からの視点で意見をいただくために、習志野市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会の中に小中学校の保護者だけでなく、幼稚園の保護者に入っていたという経緯もある、と回答

馬場委員

向山小学校は小規模特認校の扱いだと思うが、規模が小さい学校について、そのままの形を維持した方が良いという意見はなかったのか、と質問

利根川学校教育部主幹

小規模特認校制度についても、学区の弾力化と同じ位置付けで習志野市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に記載している。向山小学校については現在のところ各学年2クラスあり、向山小学校を今後どうしていくかという意見は出ていない、と回答

馬場委員

今後児童生徒数が減少していくという中で、小規模特認校を増やすという観点は盛り込まれていないのか、と質問

利根川学校教育部主幹

今後、児童生徒数が減少してきた際に、小規模特認校にするかという議論は出てくると思う。習志野市小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の中で言うと、資料6ページ目に記載されている「(B)通学区域の弾力化」に小規模特認校のことが記載されており、一つの選択肢として位置付けている、と回答

野村学校教育課長

小規模特認校については、学校規模が12学級以下の小学校は、小規模特認校として市内全域から選択できる学校とするということを、平成15年度に通学区域審議会の答申を受けて決定している。平成16年度に向山小学校、秋津小学校、平成28年度に袖ヶ浦西小学校が小規模特認校になっている。通学区域審議会の中でも、今まで小規模特認校になっていた向山小学校について、今後どうしていくか、今後児童数が減って小規模特認校に該当する学校が出てくるのではないかと、12学級以下という数がふさわしいのかについて、今後検討していかなくてはならないと認識している。今後とも検討を進めていく、と補足

馬場委員

1つの学年に複数の学級があるというのはとても重要なことだと思うが、学校規模が小さいことが必ずしも悪いというわけではないと思う。その辺りも考慮しながら、検討していただきたいと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

委員御指摘のとおり、学校規模が小さいことが必ずしも悪いというわけではない。現在のコロナ禍においては、学校規模が小さい方がソーシャル・ディスタンスを取りやすいという話も出ている。今後とも、教育委員会としては学校規模が小さいことが悪いこととは捉えないようにしていく、と回答

古本委員

数年前に幼稚園の統廃合のことで地域と摩擦を生じたことを踏まえても、まちづくりの視点からも、ポイント3として挙げられている本市における適正配置の進め方は非常に良いと思う。今までどうするのかわからなかったものが、検討の場を設けることが明記されたことは良いことだと思う。形がどうなるにせよ、地域としっかり話し合った上で、良い方向に進めていただければと思う、と発言

小熊教育長

本日各委員から出た意見について、事務局としてどのように反映していくのか、と発言

利根川学校教育部主幹

各委員からいただいた御意見について、検討した上でパブリックコメント案に反映し、検討委員会の委員長等にも確認していただいた後に、パブリックコメントにかけていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について

(社会教育課)

妹川生涯学習部主幹

協議第2号「習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について」、説明する。

本計画は、習志野市教育委員会第7回定例会において、社会教育委員会議へ計画案を諮問することについて議決され、社会教育委員会議及び関係する審議会からの意見を踏まえて、パブリックコメント案を策定している。計画案に対していただいた主な意見は、子どもたちに対する伝統文化に触れる機会に関すること、文化財の活用や展示について、「音楽のまち」の推進として、習志野文化ホールの活用について、文化活動には欠かせない「何かをつくる」という言葉が足りない等の意見をいただいた。また、コロナ禍において、文化活動が制限される中、評価指標は柔軟な対応ができるように設定した方が良いのではないかという意見もいただいた。いただいた意見については、参考として資料の最後にまとめている。

「習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)の概要」を御覧いただきたい。策定の趣旨は、本市の文化に係る将来像を実現するため、必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めることを目的としている。計画の位置付けは、「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念に、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」、また、「教育振興基本計画」を上位計画としている。具体的施策として、計画の将来像は、「生涯にわたる学びの推進」のもと、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」とした。それを実現させるため、昨年度行ったアンケート結果や各委員からいただいた意見を参考に、「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の3つを方向性とした。

「【方向性1】文化に触れる～機会の提供」では、市民の誰もが身近に文化活動ができるよう、きっかけ作り、活動の場の提供や情報の提供をしていく。「【方向性2】文化をつなぐ～継承と育成」では、これからを担う子どもたちが、豊かな情操を育て、生涯にわたって心の糧となるような文化に触れるきっかけを作ったり、交流を図りながら伝統文化を子どもたちに伝えていく。「【方向性3】文化を活かす～活用」では、本市の特徴である音楽、文化財、公民館活動を改めて特徴として捉え、活かしていく取り組みをしていく。特に文化財については、展示用施設などを新たに作ることは簡単にはできないが、もっと文化財を知ってもらえるような取り組みを工夫していけたらと考えている。また、音楽では、現在はコロナ禍で活動ができていないが、工夫しながら音楽のまちを象徴する習志野文化ホールの充実を含めて、推進していきたいと考えている。

以上、3つの方向性のもと、関係する部署や団体と連携を図りながら、具体的な取り組みに努め、本市の文化振興を進める計画となる。

資料1ページ目を御覧いただきたい。パブリックコメントの実施方法についてだが、「3. 実施期間」は、11月15日号の広報習志野で周知したのち、11月18日から約1か月の実施を予定している。パブリックコメント案の公表方法は、ホームページや市役所内、また、市内公民館、図書館、コミュニティセンターなどの文化活動をする方が利用する施設でも、パブリックコメント案を閲覧できるようにする。また、記載はないが、芸術文化協会にもお知らせをする予定である。

今後の予定としては、パブリックコメントを実施した後、意見を反映するものは反映し、最終的な計画案をまとめていく。その後、1月下旬に社会教育委員会議から答申を受け、2月の教育委員会会議で計画を議案として提案する予定である、と概要を説明

小熊教育長

パブリックコメント案に至るまで、ポイントになった点や指摘をいただいた点について、補足して説明していただきたい、と発言

妹川生涯学習部主幹

いただいた意見についてだが、子どもたちに対する伝統文化に触れる機会に関することで、例えば、アニメの音楽を伝統ある楽器で演奏をする行事や事業を行うなど、子どもたちが伝統文化

に取り掛かりやすくなるような工夫をしてはどうかという提案をいただいた。また、文化財の活用や展示については、展示の機会を増やしていただきたいという話や、文化財の活用という点では、回想法という古民家の古い道具などを活用し、高齢者に触れさせ、昔を懐かしんでもらうことで、認知症予防の一環にもなる手法があり、そういった活用の仕方もあるというアドバイスをいただいた。また、習志野市は「音楽のまち」として知られているが、習志野文化ホール等を活用しながら、もっと広めてはどうかという意見もいただいた、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

＜議案第33号、議案第34号及び議案第36号については非公開。

ただし、議案第33号及び議案第34号については、令和2年11月25日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

**議案第33号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館)
(中央公民館)**

河栗中央公民館長

議案第33号「指定管理者の指定について(習志野市実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館)」、説明する。

今回対象となる施設は実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館の3館である。指定管理者となる団体については、株式会社オーエンスである。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。提案理由としては、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館の3館の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1. 指定管理者の概要」としては、地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設を維持管理している業者である。実績としては、千葉県、東京都等の関東各県や全国の自治体において、指定管理者として公共施設の管理運営を実施している。

次に、「2. 指定管理者選定の結果」である。今回、申請者数は2者であった。その内の1者として株式会社オーエンスを選定している。選定理由としては、全国で公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした質の高い市民サービスと施設運営が期待できること、また、提案内容から、現状を超える職員配置の提案があり、ノウハウを活かした管理体制により、安定した管理運営が見込める他、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた不断の改善を図るとして、館内に情報ボードを整備し、改善点を掲示するとの提案があった。以上の点から、本市が求める水準を超える優れた管理運営能力があると判断し、指定管理者の候補として選定した。

資料には記載されていないが、指定管理者の選定までの経過を説明する。令和2年6月15日から募集要項を配布し、その後、7月8日に応募者に対する説明会を開催した。説明会には9者の参加があったが、実際に応募があったのは2者であった。

本議案が可決された後、習志野市議会第4回定例会に提案する。習志野市議会第4回定例会において可決された後には、令和3年1月から引き継ぎ期間を設け、4月1日から指定管理者による管理運営を開始していく、と概要を説明

古本委員

株式会社オーエンスが選定されたのはわかったが、選定されなかった事業者の選定されなかった理由は何か、と質問

河栗中央公民館長

この場ではB社と呼ぶが、B社についても良い点と悪い点があった。良い点としては、事業の広報の分野で、SNSを使用した広報を行うとの提案があった。また、高齢者向けの事業に非常に強く、高齢者に対する講座の充実が図られるという点がとても良かった。一方、悪い点としては、青年の分野の講座や、地域との協働の分野の講座について、具体的な提案があまりなかった。また、個人情報保護に関することについて、研修体制等の提案がなかったことから、不安な点があったことから、点数がB社の方が低かったため、選定されなかった、と回答

古本委員

この資料を見た人から同様の質問が出ると思う。質問が出た際には、今と同様に明確に答えられるようにしていただきたい。公民館は地域に根差したものであり、各公民館にそれぞれ特色や伝統があると思う。指定管理者による管理運営となった時に、その点はどうなるのか、と質問

河栗中央公民館長

今回は3公民館を一括して指定管理にするというものであり、それぞれの公民館で今まで培ってきた伝統についても仕様書の中に落とし込み、それをクリアできる事業者を選定していただきたいと公民館運営審議会等でも意見をいただいたことから、その点を仕様書に明記した。実花公民館では、東習志野地区の歴史について今まで講座で深く勉強してきたという伝統があり、袖ヶ浦公民館では、年末年始に地域と協力して行事を行っていること、谷津公民館では、学習圏会議の方が非常に活発に活動をしている。今回選定した事業者については、今までの活動や伝統を引き継ぎつつ、さらに発展させていくという提案があったことから、株式会社オーエンスを選定した、と回答

古本委員

今の回答を聞いて安心できた、と発言

高橋委員

指定管理者制度を導入する公民館が3館あり、それぞれに指定管理者の事業者を選定することもできたと思うが、同一事業者に一括して指定管理とすることについて、どのようなメリットがあるのか、と質問

河栗中央公民館長

事業者を選定する際に、公民館ごとに選定するか、一括して選定するかを検討委員会の中で検討した。一括にすることのメリットとしては、管理経費が削減される。3公民館それぞれに選定した場合には、それぞれの事業者がそれぞれの管理をするために人員を用意しなければならない。それがなくなるので、経費削減が図れる。また、同一事業者で3公民館を管理することにより、その分採用する人数も増えることから、人材の交流ができるため、専門性がさらに上がる。市の管理面で言うと、1者に連絡すれば全てに繋がるため、情報の伝達が非常にスムーズに行える。デメリットとしては、1者が全ての公民館を管理することになるので、競争性は生まれづらくするという点がある。メリットとデメリットを比較し、メリットの方が多いと判断し、3公民館を一括して同一事業者による指定管理とすることにした、と回答

馬場委員

新習志野公民館に既に指定管理者制度が導入されていると思うが、そこでの実績はどうか。新習志野公民館での指定管理の実績が良いから指定管理を拡大しようとしていると思うが、具体的にはどうなっているのか教えていただきたい、と質問

河栗中央公民館長

新習志野公民館は平成27年度から指定管理者制度を導入している。毎年モニタリングとして評価しており、直営に比べて経費が大きく削減できているというのも大きなメリットとしてあるが、それ以外にも利用者からの評価が非常に高い。利用者への接遇に対するアンケートを毎年実施しているが、全ての年で「良くなった」、「概ね良くなった」という回答が90%以上となっている。今年度はさらに良くなり、「良くなった」、「概ね良くなった」という回答が100%で、接遇面でも非常に優れていることが結果として出ている。新習志野公民館での実績を判断した上で、新たに3つの公民館に指定管理者制度を導入するものである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第34号 令和2年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第34号「令和2年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

本議案は、令和2年度12月補正予算として市長に申し入れを行うものである。

「令和2年度教育費予算案(12月補正)説明書」を御覧いただきたい。「(1)歳出概要及び財源内訳」についてだが、「No. 1 生涯学習複合施設管理運営費」及び「No. 2 体育施設管理運営費」は、事業概要等欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、休館及び制限付き再開により利用料収入が減少する生涯学習複合施設「プラッツ習志野」及び「スポーツ9施設」の指定管理者へ支援金を支給することで、指定管理者の経営支援と、当該公共施設の安定した運営を図るものである。申入れ額は、事業費欄に記載のとおり、合計で6千436万7千円となっている。

続いて、「(2)債務負担行為」の補正である。本件は、議案第33号で説明した公民館の指定管理に伴う債務負担行為の設定である。事業概要等欄を御覧いただきたい。債務負担行為設定理由は、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館の管理運営を指定管理者に委託するにあたり、安定、計画的な運営ができるよう、指定管理期間の経費を担保するため、債務負担行為を設定するものである。金額は、5年間合計で4億2千479万5千円となっている。

以上が、12月補正分として市長に申入れるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第36号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言